

祇園祭山鉾町のオープンスペースからみた歴史的市街地の空間構造の特性

A Study on the Traditional Urban Configuration from the Hierarchy of the Open Space of Kyoto City

板谷 直子(牛谷 直子)
Naoko ITAYA (Naoko USHITAND)

1. はじめに

中世以来の町衆文化が蓄積する京都の歴史的市街地、祇園祭山鉾町地区等の文化的空間としての価値を定位し、文化遺産と芸術作品を自然災害から防御するための知見を得ることを目的に、歴史都市における文化的空間および文化的景観の形成と災害に関する研究を継続的に進めているところである¹。

京都の歴史的市街地は、木造多孔質都市と評されるように、多くのオープンスペースを内在させている。その一方、公園緑地や広場等がきわめて少ないことが指摘されており²、京都の歴史的市街地が本来持っている空間構造と、現代の都市計画の視点からみた評価に齟齬があることが予測できる。そこで本年度は、近世と現代のオープンスペースのあり方の比較から、京都の歴史的市街地が持つ空間構造特性をあぶりだし、歴史都市における文化的空間の価値を自然災害から防御するための知見を得ることを、本稿の目的とする。

検討の対象は、京都市の御池通から松原通、堀川通から柳馬場通の間、南北 1.4 km、東西約 1.1km、のいわゆる祇園祭山鉾町 32 町の範囲である。

2. 身近なオープンスペースの重要性

オープンスペースとしてまず上げられるのは、公園・緑地・広場等、公共空地である。公共空地は、交通施設、供給施設または処理施設、水路、教育文化施設、医療施設または社会福祉施設、市場または火葬場、一団地の住宅施設・官公庁施設・流通業務団地などとともに、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る上で必要な³、都市計画に定められる都市施設⁴である。

都市公園の場合は、住民 1 人当たりの敷地面積の標準⁵、都市公園の配置及び規模の基準等が定められている。地方公共団体が設置する住区基幹公園には、街区公園、近隣公園、地区公園の種別がある。これらには分布の均衡と、防火・避難等災害の防止に資するような考慮が求められている⁶。住区基幹公園のうちもっとも規模の小さい街区公園は、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とするもので、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準とするものである。

平成 7(1995)年、阪神淡路大震災が発生した当時、規模の小さい街区公園が自然災害時に積極的な役割を果たすとは考えられていなかった。しかし、被災後の日本造園学会阪神大震災緊急調査によって、街区公園も含む公共空地が、①テントやビニールシートが設置された一時的

な居住空間、②医療・給水・風呂および仮設住宅申込所など救援拠点、③廃材置き場・物資搬入・集積基地など復旧拠点、④行政による仮設住宅の建設地など、多様な役割を果たしたことが確認された⁷。

図1に示す津知公園はJR芦屋駅西側約1kmに位置する。津知町の被害は芦屋市内最悪で、全建物309戸中、全壊は260戸、半壊は28戸、一部損壊は20戸にのぼり、被害のなかった住戸は1戸のみであった。津知公園には震災から約4カ月間、最大約120人が暮らしたテント村ができる。規模の小さい街区公園が自然災害時に、一時的な居住空間、救援拠点として機能した事例である。甚大な自然災害においては、近隣公園や地区公園等規模の大きいものだけでなく、街区公園のような、規模は小さいものでも、平常時の居住地に近い身近なオープンスペースが役割を果たす。身近なオープンスペースの存在価値は、災害時だけではないことは言うまでもない。

身近なオープンスペースの存在が重要である。これが、我々が阪神淡路大震災の経験から学んだ教訓のひとつである。



図1 芦屋市津知公園(左:平常時、右:緊急時)

3. 歴史的市街地の伝統的なオープンスペース

(1)両側町の成立と通り

京都の歴史的市街地の原形である平安時代(794-1185)の平安京は東西・南北とも約120m間隔に区画され、当初はこれらの区画は、貴族の邸宅や官吏の住居に利用されていた。そのうち、公家たちによって地方から徵用されてきた人々が、ものづくりや商いを営む都市住民として京都に定着するようになる。平安時代末期には、年中行事絵巻にみられるような店舗のついた町家が農家とは別の、ひとつの建築的類型として成立していたと考えられている⁸。

室町時代(1336-1573)には、ほぼすべての建物が間口を通りに向ける形になり、同じ通りの両側の地域が一つの「町」を形成するようになる。よく知られている両側町である。一方、図2に示すように、通りに接しない正方形の中心部は空き地などになり、あまり利用されていなかつたようである。都市住民の生活はますます豊かになり、略奪等から身を守ることが必要になった。集まって住むことで利益を共生していた都市住民は、集団で防衛するようになる。図3に示すように、通りの両端に木戸門が立てられ、夜間は閉ざされた。両側町を貫く通りは、単に通行の用だけに供するいわゆる交通施設ではなく、町が共有するセミパブリックなオープンスペースとなっていく。



図2 上京の町なみ「京名所図扇面」16世紀末⁹



図3 辻の木戸門「京洛月次図」¹⁰

(2) 町が共有する町会所

通りをはさんだ町は、しだいにひとつのコミュニティを形成し、町の共有施設である町会所が設けられるようになっていった。町家(ちょういえ)、町席(ちょうせき)、とも呼ばれるものである。

京都の町会所は、桃山時代(1568-1603)にすでに存在が確認できる。文禄5(1596)年の鷄鉾町「定法度起請文」の中に、毎月六日ニ御汁可有之事。諸事談合之時、年寄衆多分可然之トノカタへ各可相付之事。於会所談合之刻不罷出、以来何カト申候トモ承引有間敷事。とある。会所における寄合が重んじられたことがわかる。

近代になって、行政組織が整備されると町会所の役割もうすれ、加えて不動産を共有する所有形態も認められなくなったことから、京都市内の多くの町会所が姿を消したが、祇園祭山鉾町の町会所は、祭礼に特化した施設として残された。現代では、各山鉾保存会が所有する集会施設として、また、「会所飾り」の場として機能している。

伝統的な会所には、会所家と土蔵、そして小規模な仏堂や社殿が建てられている。会所家には、寄合の座敷があり、祇園会の神事や会所飾りが行われる。土蔵には、町内の記録や、山鉾の懸装品などが収蔵されている。仏堂や社殿には、山鉾のご神体や、神仏が安置されている。町会所については『都市祭礼の現代』に詳しい。これを参考し記す。

・会所家

会所家には、普段は町用人と呼ばれる町の雇用人が居住していた。この町用人は世襲するものが多く、町用を行い、町から給金をうけて生活していた。町用人の仕事は、町年寄りの指揮のもとで、公用の伝達、木戸門の管理や番人の指揮、会所の日常的な維持管理などである。とりわけ山鉾町では、会所や蔵などに安置してある町内のご神体や、山鉾の縣装品や諸道具を火災から守るように義務づけられていた。

町用人は町内の髪結いを兼ねている場合が多く、江戸時代末期に著された『守貞漫稿』によると、「京都の会所守は、髪結を常の業とす故に、宅表を髪結床として座席を会合の席とす」とあり、会所家の表が髪結床として使われていたこと示している。当時の町人は日常的に髪を結い、月代を剃るだけでなく、ハレの儀式の身なりを整えた。そのために町ごとに髪結いを確保する必要があったのである。髪結床には人々の情報が集中し、町内コミュニティの核としての役割を果たしていたとみられる¹¹。

図4は、慶応3(1867)年竣工した京都市指定有形文化財小結棚町会所(放下鉾)である。表通りに面して二階建ての会所家を、奥に鉾蔵を持つ。祇園祭の間、会所家二階では鉾蔵との間に橋掛けがかけられ、会所飾りが行われる。



図4 放下鉾 小結棚町会所 京都市指定有形文化財

・町会所のオープンスペース

伝統的な町会所には、会所家と土蔵に加えて、社殿や仏堂のある場合が多い。ここには山や鉾のご神体を安置している。山鉾のご神体の多くは和漢の故事や謡曲の主題にちなんだもので、町の氏神と意識されており、祇園祭とは別に神事が催している町もある。これとは別に、町会所には地蔵堂などが勧請されているものもあり、この前では、地蔵盆が催され、町内の子供たちの楽しみとなっている町もある。

これら町会所にまつられた氏神とその境内は、町のコミュニティを媒介するセミプライベートなオープンスペースと言えるだろう。



図5 霊天神山・天神山町会所



図6 鯉山・鯉山町会所

(3)町家の庭

祇園祭山鉾巡行(7月17日)の前日の宵山に、祇園祭山鉾町の人々が町家等に屏風を立てめぐらし、親戚知人を招いたり、通りを歩く人々に見せたりする習わしがある。これを屏風祭りと呼ぶ。通りに面する格子が開け放たれ、ミセの間から中庭を通して、奥庭まで見通せる。中庭とは、町家の中ほどにあり四方を部屋や屏などに囲まれた庭である。坪庭とも言う。奥庭とは奥座敷あるいは町家の奥の蔵の前にある庭である。前栽ともいう。それぞれ屋内に陽光を取り込める、あるいは、通風や換気など環境緩和の効能が指摘されている¹²。日本の住まいの特徴の一つとして、自然との共生が上げられる。とはいっても、町家が連なる歴史的市街地の通りに樹木等は見当たらず、自然との共生の実態を感じることはできない。具体的な自然は、京都の歴史的市街地を取り囲む山々にこそあるように思われる。しかし、屏風祭りで開け放された通りからは、中庭、奥庭が重なり、町家が内包する奥行きのある自然を表出する。町家の庭は、プライベートなオープンスペースであるが、町の人々が共有する歴史的市街地に内在する自然とも言えるであろう。



図7 屏風祭りの中庭(吉田家)



図8 町家の奥庭(紫織庵)

4. 現代のオープンスペース

(1)道路

現代の通りは、車が通行するパブリックな交通施設である。両側町の通りにあった木戸門は、明治時代に移行するとともに失われていった。祇園祭山鉾町の烏丸通りは、京都の三大事業(第二琵琶湖疏水開削、水道創設事業、道路拡幅事業)の一つである街路拡幅により、1877年を開設された京都駅正面の行幸道路として拡幅された。御池通、堀川通は、第二次世界大戦時に、防火帯として沿道にあった家屋を強制疎開させ、広幅員道路とされた。広幅員道路の周囲は、防火地域となっている。防火地域では、階数が3以上であり、又は延べ面積が100m²を超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない¹³。

広幅員道路周辺以外の、祇園祭山鉾町は準防火地域である。準防火地域内にある木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、これに附属する高さ2mを超える門又は屏で当該門又は屏が建築物の一階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない¹⁴。現代の日本の都市計画が求める都市像が、広幅員道路と耐火建築物で形成する堅固なものであることを示している。

(2) セットバックによる建築物前の空地

祇園祭山鉾町の用途地域は商業地域である。烏丸通りや四条通りなど広幅員道路の周辺は、建蔽率80%、容積率700%、広幅員道路から30m入った部分は、建蔽率80%、容積率400%である。図9に示すように、建築基準法では、道路から一定の距離以上セットバックし、敷地の道路側に空地を設けた場合、セットバックした距離だけ、前面道路の反対側の境界線が同様に移動したものとして道路斜線制限を適用することとなっている¹⁵。祇園祭山鉾町の比較的細い街路に面する建築物は、道路境界からセットバックすることが推奨されているわけである。建築物前面に駐車スペースを設けたい建築主の要望とあいまって、道路に面して空地が広がることを、法は勧奨している。

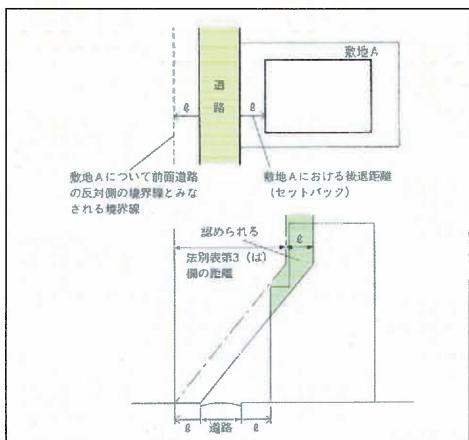


図9 建築基準法による道路斜線制限



図10 道路からセットバックしたマンション

(3) 公園等公共施設

明治元(1868)年、京都府では、町組ごとに小学校を設立することが決定された。一般に番組小学校と呼ばれるものである。小学校は単に教育機関であるだけでなく、町会所であり、交番(警察)、望火楼(消防)、塵芥処理や予防接種(保健所)等、府の出先機関としての機能も担っていた。学制が改められた後も、京都では町組即小学校区の方針が継続され、明治25(1892)年、学区と改称し、市制・町村制施行後も学区を維持した。昭和16(1941)年に、国民学校令により廃止されるまで、学区は単なる通学区域ではなく、独自の財源を持ち、教育経費を負担する自治団体であった¹⁶。

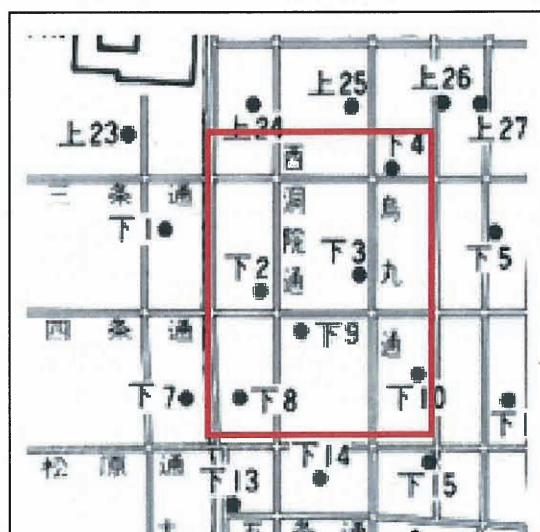


図11 祇園祭山鉾町にあった小学校

祇園祭山鉾町の範囲には、6ヶ所の元学区があり、図11に示すように、それぞれに本能小学校(下2)、明倫小学校(下3)、日彰小学校(下4)、格致小学校(下8)、成徳小学校(下9)、豊園小学校(下10)があった。現在、明倫小学校は京都芸術センター、格致小学校はユーススクエア等として、グラウンドとともに残されている。

また、祇園祭山鉾町の範囲には、2ヶ所の都市計画公園(御射山公園、綾西公園)がある。いずれも、パブリックなオープンスペースである。

5. おわりに

阪神淡路大震災の経験から、歴史的市街地を自然災害から防御する上で、我々は、身近なオーブンスペースの存在が重要であることを学んでいる。

京都の歴史的市街地である祇園祭山鉾町の通りは、単なる交通施設ではなく、セミパブリックなオープンスペースであった。また、町が共有する町会所およびその敷地はセミプライベートなオーブンスペース、また、各町家にある庭等はプライベートなオープンスペースであった。歴史的市街地には、多様なオープンスペースが内在し、セミパブリック、セミプライベート、プライベートのヒエラルキーを構成していた。これが、オープンスペースから見た木造多孔質都市の柔らかい空間構造である。これに、図12に示すように、敷地奥にある土蔵が連担して構成する延焼防止線等ハード、共同で安全性を確保するコミュニティ等ソフトの仕組みが歴史的市街地の災害対応力を高めている。

現代の都市計画では、広幅員道路と耐火建築物が建ち並んだ堅固な都市が安全とみなされる。歴史的市街地であっても、一般的市街地と同様の規制がかかる。京町家のいわゆる裸木造が建てられないだけでなく、道路境界からセットバックし駐車スペース等を確保すると、容積率いっぱいに建てることができる。京都市の場合でいえば、高さ制限いっぱいまで建てることが可能になる。オープンスペースは、一般道路とその周辺に広がるセットバックしたパブリックな交通施設等と、プライベートなスペースに分断される。

京都の歴史的市街地の例でみると、かつての木造多孔質都市と現代の都市計画が重なり合つて、パッチワークのような状態を呈している。この現代の状況が、図13に端的に現れている。木造多孔質都市が持つ空間特性や伝統的な知恵を活かしつつ、いかに現代の技術で歴史的市街地を守ることができるか、これが我々に与えられた課題である。

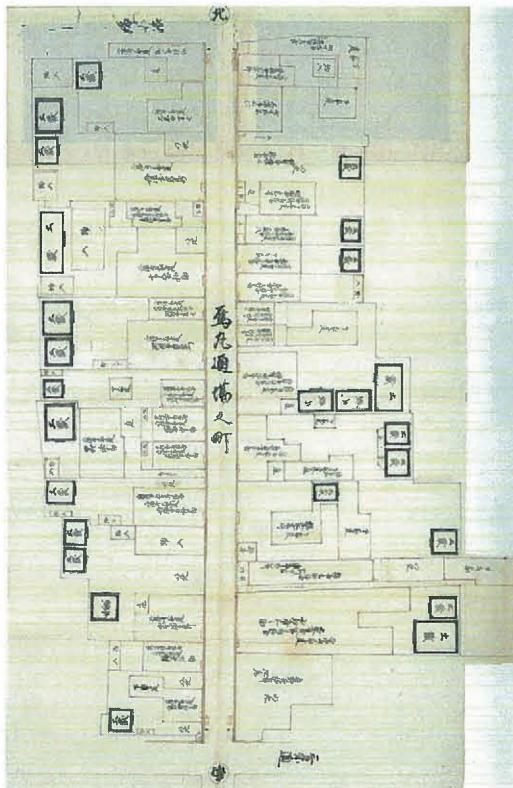


図 12 鈴鹿山・場之町絵図



図 13 北觀音山・六角町

補注および参考文献

- ¹ 板谷直子「京都の歴史的市街地祇園祭山鉾町の文化的空間の現状と課題」学術フロンティア推進事業文化遺産と芸術作品を自然災害から防御するための学理の構築 2006 年度末報告書, pp84-89, 2007
- ² 京都市建設局「京都市緑の基本計画」<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000005532.html>
- ³ 都市計画法 第 1 条
- ⁴ 都市計画法 第 11 条
- ⁵ 都市公園法施行令 第 1 条：区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。
- ⁶ 都市公園法施行令 第 2 条
- ⁷ 日本造園学会阪神大震災調査特別委員会「阪神大震災調査特別委員会緊急報告」ランドスケープ研究, vol.58, NO.3, pp250-262, 1995
- ⁸ 伊藤ていじ「室町時代の町屋」『中世住居史』東京大学出版会, pp175-179, 1958
- ⁹ 山崎正史「町屋と街並み景観の発展」『京の都市意匠』プロセスアーキテクチュア, pp45-70, 1994
- ¹⁰ 谷直樹・増井正哉「町なみの演出」『都市祭礼の現代』思文閣出版, pp10-25, 1994
- ¹¹ 谷直樹・増井正哉「町会所と会所飾り」『都市祭礼の現代』思文閣出版, pp81-98, 1994
- ¹² 下村孝・福永才子・加藤博「京都の町家における前栽と坪庭の実態とその役割」ランドスケープ研究, Vo168. No5, pp467-472, 2005
- ¹³ 建築基準法 第 61 条
- ¹⁴ 建築基準法 第 62 条
- ¹⁵ 建築基準法 第 56 条
- ¹⁶ 京都市歴史資料館 <http://www.city.kyoto.jp/somu/rekishi/fm/nenpyou/htmlsheet/toshi26.html>